


中国間接税情報



増値税試行改革に伴う 中国輸出増値税還付に 関する新たな規定

概要

2012年は中国増値税の発展過程における特徴的な一年となっている。2012年1月1日から開始された上海の増値税試行の下での最も重大な変更の一つは、ある特定の役務取引輸出への増値税還付システムの適用範囲の拡大である。

当該増値税試行に伴う進展以外にも、「伝統的な」輸出増値税還付政策もいくつか重大な変更の対象となってきた。今回、財政部、国家税務総局、税関総署、国家外貨管理局および中国人民銀行は、輸出増値税還付システムに重大な変更をもたらす一連の通達を発行した。

当「中国間接税情報」ではこれらの重大な変更のうち、注目すべき点を紹介する。



上海増値税試行改革における輸出増値税の還付政策

増値税試行の円滑な執行を確保するため、増値税ゼロ税率および増値税免除政策が適用される課税役務に関する規定である財税[2011]131号(以下、「131号文」と略称)に基づき、国家税務総局は2012年4月5日に国家税務総局公告[2012]13号(以下、「13号公告」と略称)を発表し、「増値税試行地区に適用する増値税ゼロ税率課税役務及び増値税免除・控除・還付に係る管理弁法(暫定)」を公布した。13号公告は2012年1月1日から遡及適用される。

輸出増値税還付政策と具体的な運用を追加説明するため、特に、上海増値税試行に適用される増値税ゼロ税率課税役務の輸出増値税還付に関する財源問題に対して、財政部、国家税務総局と中国人民銀行は財予[2012]65号(以下、「131号文」と略称)を共同で公布し、この問題を明確にした。上海増値税試行改革のゼロ税率課税役務に係る輸出増値税の還付のための資金は中央金庫から支払われることが65号において明確に規定された。

伝統的な輸出増値税還付の変化

主管税務機関および納税者の双方のための輸出税収政策の体系的且つ正確な理解と実行を促すた

め、財政部と国家税務総局は2012年5月25日付けで財税[2012]39号(以下、「39号文」と略称)を共同で公布し、外国企業向けの貨物輸出および加工、修理及び交換の役務の提供(以下、みなし貨物輸出を含めた「貨物・役務の輸出」と略称)に関する既存の一連の増値税および消費税政策を分類・再構成し、当政策実行時に表れる個別の問題を明確にした。

納税者による貨物・役務の輸出に係る増値税の還付・免税措置の申請を促進し、更に当該申請手続きを統一的に管理するため、39号文及びその他の関連規定に従い、国家税務総局は2012年6月14日に国家税務総局公告[2012]24号(以下、「24号公告」と略称)を発表し、「貨物・役務の輸出に係る増値税及び消費税管理弁法」を公布した。

39号文と24号公告は輸出貨物・役務の条件、範囲、根拠証憑、輸出増値税還付率、並びに輸出増値税の還付・免税額の計算方法、申請プロセス、申告期限および関連必要資料等を明確にした。以前の輸出増値税還付政策に関する税務通達の規定と比較して、以下の主要な改正がなされた:



- ▶ 輸出企業又はその他の企業が規定通り申告できなかった、或いは規定期限までに増値税の還付・免税に必要な関連文書を主管税務機関に提出できなかった場合には、規定に基づき増値税を免除する。39号文の公布前については、当該輸出はみなし国内販売として増値税を徴収されていた。
- ▶ 橋企業が申告する輸出増値税還付の期限は、貨物輸出の翌月から翌年4月までの各増値税申告期間に延長された。
- ▶ 増値税免除政策が適用される輸出企業は、当該免除措置を放棄することができ、この場合には、国内販売貨物として増値税の課税対象となる。免除措置を一旦放棄してから36ヶ月以内は、変更することができない。
- ▶ 橋税関輸入増値税専用支払書は、輸出増値税還付の申請に必要な資料に含まれている。貿易会社が輸入した貨物を輸出する場合には、当貿易会社は輸入増値税専用支払書を証憑として提供することにより、輸出増値税の還付を受けることができる。
- * 注意: 上記は我々が39号文と24号公告より主要な内容を抜粋したものです。

39号文と24号公告は、若干の規定が2011年1月1日から遡及適用されるほかは、2012年7月1日から施行される。39号文と24号公告は、これらの文書に付属資料として含まれている一連の輸出増値税の還付・免税措置に関する通達および条項に優先する。

納税者が留意すべき点は、国家税務総局が2012年5月25日に国家税務総局公告[2012]21号(以下、「21号公告」と略称)を公布し、貿易企業の国内販売とみなされる輸出貨物に係る仕入増値税控除に関して規定したことである。国税函[2008]265号(以下、「265号文」と略称)によると、国内販売とみなされる輸出貨物を取り扱う貿易会社は、控除前の特定期間内に、仕入増値税控除証明を申請すべきことになっている。これに対して、21号公告は2012年6月1日から特定期間内に仕入増値税控除証明を申請できない貿易会社については、関連文書一式を揃えることができれば、引き続き主管税務機関に当該証明を申請することができると規定している。

最新の輸出増値税還付政策に関する通知文書は、国家外貨管理局公告[2012]1号(以下、「1号公告」と略称)、即ち「貨物取引に係る外国為替管理システムの改革に関する公告」である。1号公告は、2012年8月1日から輸出企業が税関への申告時に輸出為替証明書を提出する要件を廃止しただけでなく、輸出企業が受けることとなる検査のレベルを決定する評価制度(企業はA、B又はCレベルに分類される)を設けた。1号公告も、以前公布された合計116の輸出増値税還付や外国為替管理に係る問題等に関する通達および条項に優先する。



増値税試行改革に係る最近の進展

関連記事によると、北京における増値税試行は早ければ2012年9月から開始される可能性がある。また、北京の税務局は北京増値税試行に対する認識を高めるために、現在積極的に北京市の各地域で納税者向けに増値税試行のトレーニングを実施している。一部の北京国家税務局は、増値税一般納税者の認識および増値税登録プロセスを迅速に進めることを目指して所管区域内の特定の納税者に一連の書式への記入を要請している。

報道によれば、北京増値税試行の範囲及び適用される関連政策は上海と非常に類似する可能性がある。財政部及びその他の関連政府機構は現在積極的に上海増値税試行から得られた経験および教訓を研究しており、北京における増値税試行開始前に関連政策規定に改善を加えるとみられる。したがって、北京は二番目の増値税試行地域になる可能性があり、同時に国内その他の市および省も積極的に増値税試行への参加を検討している。

我々の見解

中国の輸出増値税還付政策は1985年から施行され、数十年の発展を経て、還付の規模及び範囲の拡大や還付プロセスにおける効率性の向上など、輸

出増値税還付の管理において顕著な成果が達成されてきた。しかしながら、政策に対する解釈や実施上の問題も依然として存在している。39号文、21、24及び1号公告の公布は、対外貿易の安定化、関連企業の財務負担の緩和、還付申請プロセスの簡素化、並びに税務当局と納税者の双方のための輸出増値税還付政策の理解と執行の実現を意図している。納税者は関連規定に対する理解を深め、当該規定が日常の経営にどのような影響を与えるのかを検討すべきである。



<p>増値税試行 影響分析</p>	<p>上海の増値税試行からもたらされる変更の影響を評価する観点から、サプライヤー及び顧客とのビジネス関係を分析する。当該分析は主に増値税コスト及びキャッシュフローに対する潜在的な影響に重点を置き、且つ可能な増値税プランニングとアドバイスを供するものとなる。</p>	<p>輸出増値税還付政策の変更により影響を受ける納税者、並びに増値税試行の対象となる顧客、サプライヤー又は競合他社が存在する企業については、当該改革が企業運営に与える影響を注意深く評価するために専門的な資源および対策を手配・計画し、予期される変化に備えることが重要であり、同時に税務専門家への諮問も推奨される。</p>
<p>増値税 トレーニング</p>	<p>経営、税務、財務および管理部門のチームに必要な情報を与え、新増値税試行に係る法規及び実務上の影響に対する理解を確認する。</p>	
<p>増値税契約 に対する 慎重な審査</p>	<p>サプライヤー及び顧客と締結した、又は締結する予定の契約上の条項を分析する。我々は以下の項目について特別な審査が必要であると考えます。1) 増値税を顧客に請求できるか; 2) 増値税試行政策の影響および契約条項の下で、サプライヤーが増値税を請求できるか。</p>	
<p>ERPシステム/ 財務・会計ソフト ウェアの増値税 審査</p>	<p>ERPシステム/財務・会計ソフトウェアを分析し、それらのシステムが増値税発票の発行及び増値税申告に必要なデータを作成するために求められる変更点を理解する。</p>	
<p>増値税に関する プロセス設計</p>	<p>業務モデルを理解し、増値税に関するプロセス設計(例: 増値税発票の発行の流れ及び申告プロセス等)を実施することで、税務コンプライアンスを確保する。</p>	

关于安永

安永是全球领先的审计、税务、财务交易和咨询服务机构之一。拥有共同的信念以及对优质服务坚定不移的承诺把我们全球各地152,000名员工联系在一起。亦因安永能协助员工、客户和社会各界发挥潜能，我们在行业中别树一帜。

安永是指 Ernst & Young Global Limited 的全球成员机构组成的组织，各成员机构都是独立的法人实体。Ernst & Young Global Limited 是英国一家担保有限公司，并不向客户提供服务。如欲进一步了解安永，请浏览 www.ey.com。

安永在中国的间接税服务

间接税对于企业供应链和财务系统都会产生影响。我们的间接税服务团队拥有丰富的专业知识，先进的分析工具以及完善的处理方法。我们在整个税务周期内鉴别间接税务风险和合理的税收筹划机会，从而协助您在全球范围内达成商业目标和完成合规义务。我们全球性间接税服务团队致力于在合理有效管理间接税方面提供独到的见解和专业的支持。这就是安永在行业中别树一帜的地方。

© 2012 安永（中国）企业咨询有限公司
版权所有。
FEA no. 03002116

本刊所载资料以概要方式呈列，旨在用作一般性指引，不能替代详细研究或作出专业判断。安永（中国）企业咨询有限公司或全球机构中任何其他成员概不对任何人士根据本刊的任何资料采取或不采取行动而引致的损失承担任何责任。阁下应向适当顾问查询任何具体事宜。

本《中国间接税资讯》仅供参考，不应用来作最终决定的依据。如您对本刊物有意见，欢迎发邮件至 china.services@cn.ey.com。

www.ey.com/china

如需更多信息，请联络安永在中国的间接税团队：

罗伯特·史密斯
亚太区间接税务主管
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

北京
梁因乐，合伙人
+86 10 5815 3808
kenneth.leung@cn.ey.com

田舒，执行总监
+86 10 5815 2159
shu.tian@cn.ey.com

上海
唐兵，合伙人
+86 21 2228 2294
bryan.tang@cn.ey.com

林超苏，合伙人
+86 21 2228 3006
michael-cs.lin@cn.ey.com

周瀚宇，合伙人
+86 21 2228 2178
kevin.zhou@cn.ey.com

香港及华南区
李维政，执行总监
+852 2629 3381
derek.lee@hk.ey.com

孙涌涛，高级经理
+86 20 2881 2796
charlie.sun@cn.ey.com